

関係者各位

2026年2月14日

該非判定書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL: 03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における判定結果をご連絡いたします。

記

貨物名	遠赤外線USB2.0カメラ
型番	ARTCAM-320C-THERMO
輸出貿易管理令 別表第1 判定項番	10の項(2) 該当 10の項(4) 該当
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応

(1/3)

貨物名：遠赤外線USB2.0カメラ

メーカー名：株式会社アートレイ

型及び銘柄：ARTCAM-320C-THERMO

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10-(2)光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。			該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの		告示貨物	【○】	
イ 宇宙用に設計した固体の光検出器		※	【×】	宇宙ように設計したものではない
ロ イメージ増強管		※	【×】	イメージ増強管ではない
ハ イメージ増強管又はその部分品		※	【×】	部分品でもない
ニ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレイであつて、 次の(一)及び(二)に該当するもの			【×】	
(一) 次のいずれかに該当するもの			【○】	
1 熱型でないフォーカルプレーンアレイであつて、 次のいずれかに該当するもの			【-】	熱型フォーカルプレーンアレイである
一 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル 以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの			【 】	数値 ()
イ 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの			【 】	数値 ()
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの			【 】	数値 ()
二 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメー トル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの			【 】	数値 ()
イ 応答時定数が95ナノ秒以下のもの			【 】	数値 ()
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの			【 】	数値 ()
三 要素素子を二次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの			【 】	数値 ()
四 要素素子を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超 3,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 次のいずれかに該当するもの (ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであつて、 要素素子の数が32以下のものを除く。)		除外	《 》	数値 ()
イ 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が 3.8未満のもの			【 】	数値 ()
ロ 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの			【 】	数値 ()
五 要素素子を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの			【 】	数値 ()
六 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のイ及びロに該当するもの			【 】	数値 ()
イ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が 10ミリアンペア毎ワットを超えるもの			【 】	数値 ()
ロ 要素素子の数が32を超えるもの			【 】	数値 ()
2 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプ レーンアレイであつて、それぞれの要素素子がフィルタ のない状態において、8,000ナノメートル以上 14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの			【○】	マイクロプロメータ フォーカルプレーンアレイである 数値 (8000-14000)

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応

(2/3)

別1項番	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10-(2) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)		
[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの			
ニ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレイであつて、 次の(一)及び(二)に該当するもの			
(一) 次のいずれかに該当するもの			
(二) 次のいずれかに該当するもの			
1 白金シリコンを用いたものであつて、 素子の数が10,000未満のもの		[×]	数値 () 白金シリコンを用いたものではない
2 イリジウムシリコンを用いたもの		[-]	左記を用いたものではない
3 アンチモン化インジウム又はセレン化鉛を用いたもの であつて、素子の数が256未満のもの	※	[-]	数値 () 左記を用いたものではない
4 砒化インジウムを用いたもの	※	[-]	左記を用いたものではない
5 硫化鉛を用いたもの	※	[-]	左記を用いたものではない
6 砒化インジウムガリウムを用いたもの	※	[-]	左記を用いたものではない
7 テルル化水銀カドミウムを用いたスキャニングアレイ であつて、次のいずれかに該当するもの		[-]	左記のスキャニングアレイではない
一 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有していない ものであつて、素子の数が30以下のもの		[]	数値 ()
二 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有するもので あつて、素子の数が9以下のもの		[]	数値 ()
8 テルル化水銀カドミウムを用いたステアリングアレイ であつて、素子の数が256未満のもの	※	[-]	数値 () 左記のアレイではない
9 砒化ガリウム又は砒化アルミニウムガリウムを用いた量子 井戸フォーカルプレーンアレイであつて、 素子の数が256未満のもの	※	[-]	数値 () 左記のアレイではない
10 熱型フォーカルプレーンアレイであつて、 素子の数が8,000未満のもの		[×]	数値 (76,800) 左記のアレイであるが素子数が非該当
11 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものうち、 要素素子の数が4,096以下のもの		[-]	数値 () 最大感度が非該当である
12 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものうち、 一方向の最大の要素素子の数が4,096以下であり、 かつ、すべての要素素子の数が250,000以下のもの		[-]	数値 (8000-14000) 数値 (320) 数値 (76,800)

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応 (3/3)

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10-(2) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の	経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの				
ホ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、 次のいずれかに該当するものうち、ニに該当するもの以外のもの		告示貨物	[○]	
(一) 熱型でないフォーカルプレーンアレーであつて、 次のいずれかに該当するもの			[-]	熱型フォーカルプレーンアレーである
1 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの			[]	数値 ()
一 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの			[]	数値 ()
二 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの			[]	数値 ()
2 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの			[]	数値 ()
一 応答時定数が9.5ナノ秒以下のもの			[]	数値 ()
二 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの			[]	数値 ()
3 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの			[]	数値 ()
4 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超 3,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものうち、次のいずれかに該当するもの (ゲルマニウムのみを用いた要素素子のみを有するものであつて、 要素素子の数が3.2以下のものを除く。)	除外		《 》	数値 ()
一 要素素子の配列方向を基準とする 要素素子の縦横比が3.8未満のもの			[]	数値 ()
二 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの			[]	数値 ()
5 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が 3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの			[]	数値 ()
6 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で 最大感度を有するものであつて、次の一及び二に該当するもの			[]	数値 ()
一 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が 10ミリアンペア毎ワットを超えるもの			[]	数値 ()
二 要素素子の数が3.2を超えるもの			[]	数値 ()
(二) 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレー であつて、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において 8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で 感度を有するもの			[○]	マイクロプロメータ フォーカルプレーンアレーである 数値 (8000-14000)
七の二 第三号ニ又はホのいずれかに該当するフォーカルプレーンアレーのために 特に設計した読み出し集積回路 (民生用の自動車の ために特に設計したものを除く。)	除外		[×] [-]	

作成年月日	2026年2月14日
作成責任者	
会社名	株式会社アートレイ
所属・役職	技術部
(フリガナ)	
氏名	小川 亮
	内 線
電 話	03 (3389) 5488 (代表)



判定結果	該 当
該当項番	
① 輸出令別表第1の項番 [10(2)]	
② 貨物等省令の条項号等の番号等 [第9条1項第三号ホ]	
[]	

*告示貨物=貨物等省令第9条第三号イ、ロ、若しくはホ

※印の項目の判定欄が[○]である場合は、
その項目別対比表も作成すること。

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応 (1 / 1)

貨物名：遠赤外線USB2.0カメラ
メーカー名：株式会社アートレイ
型及び銘柄：ARTCAM-320C-THERMO

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10 - (4) 電子式のカメラ又はその部分品 (2の項の中欄に掲げるものを除く。)
------	--

注 釈	判 定 欄	記 入 欄
[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のもの、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
ハ 電子式のカメラ又はその部分品であつて、 次のいずれかに該当するもの	[○]	
イ 次のいずれかに該当するもの	[○]	
(一) 第三号ロに該当するイメージ増強管を組み込んだものであつて 次のいずれかに該当するもの	[-]	イメージ増強管を組み込んだものではない
1 水中用に設計していないもの	[]	
2 水中用に設計したもの	[]	
(二) 第三号ホに該当するフォーカスプレーンアレーを組み込んだ ものであつて次のいずれかに該当するもの	[○]	
1 水中用に設計していないもの	[○]	
2 水中用に設計したもの	[-]	
(三) 第三号イ又は第十四条第七号に該当する固体の光検出器を 組み込んだもの	[-]	宇宙用に設計した光検出器ではない
ロ 次のいずれかに該当するもの (イに該当するものを除く。)	[×]	
(一) 削除	[]	
(二) 削除	[]	
(三) 電子式のストリークカメラであつて、 時間分解能が50ナノ秒未満のもの	[-]	ストリークカメラではない 数値 ()
(四) 電子式のフレーミングカメラであつて、撮影速度が1秒につき 1,000,000こまを超えるもの	[-]	電子式フレーミングカメラではない 数値 ()
(五) 電子式のカメラであつて、次の1及び2に該当するもの	[×]	
1 シンタックス速度が1マイクロ秒未満のもの	[×]	数値 (16000マイクロ秒)
2 信号の読出速度が1秒につき125こまを超えるもの	[×]	数値 (60こま)
(六) モジュール式の構造を有する電子式のカメラ、 (三) から (五) までに該当するものに限る。 のために特に設計したプラグインユニット であつて、(三) から (五) までのいずれかに該当するものが有 する機能に到達させることができるもの	[-]	プラグインユニットではない
(七) 固体撮像素子を組み込んだビデオカメラであつて、 10ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものうち、 次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、 4から6までのいずれかに該当するもの	[-]	数値 ()
1 白黒撮影用のものであつて、固体撮像素子の有効画素数が 4,000,000を超えるもの	[×]	数値 (76,800)
2 3の固体撮像素子を組み込んだカラー撮影用のものであつて、 それぞれの固体撮像素子の有効画素数が4,000,000を 超えるもの	[-]	数値 ()
3 1の固体撮像素子を組み込んだカラー撮影用のものであつて、 当該固体撮像素子の有効画素数が12,000,000を超えるもの	[-]	数値 ()
4 第九号イに該当する反射鏡を有するもの	[-]	反射鏡を有しない
5 第九号ニに該当する光学器械又は光学部品の制御装置を有するもの	[-]	左記の制御装置を有しない
6 カメラの被写体追跡データを内部処理して画像情報 に注記できる機能を有するもの	[×]	左記の機能を有しない
(八) スキャニングカメラ又はスキャニングカメラ装置であつて、 次の1から3までのすべてに該当するもの	[-]	左記のカメラや装置ではない
1 10ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で 最大感度を有するもの	[]	数値 ()
2 画素の線状に並んだ固体撮像素子を組み込んだものであつて、 8,192を越えるもの	[]	数値 ()
3 1方向に機械的に走査を行うもの	[]	
(九) 第三号ハ (一) に該当するイメージ増強管を組み込んだもの	[-]	イメージ増強管を組み込んでいない
(十) 第三号ニに該当するフォーカスプレーンアレーを組み込んだもの	[-]	左記のアレーを組み込んでいない

作成年月日 2026年2月14日
作成責任者 _____
会社名 株式会社アートレイ
所属・役職 技術部
(ワリガナ)
氏名 小川 亮
電 話 03 (3389)5488 (代表)



判定結果	該 当
該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 10(4) ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [第9条1項第八号イ] []	

* 告示貨物=貨物等省令第9条第八号イ (一) 1、(二) 1又は(三)